

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**告 示**

- 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があつた件 五五
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件三件 五五
- 農地法第四十一條第一項の規定により裁定の申請があつた件 五五
- 土地改良法により換地計画を定めた件 五五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である件 五五
- 道路の区域を変更する件 五五
- 道路の供用を開始する件 五五
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があつた件 五五
- 福島県警察本部 五五
- 落札者を決定した件 五五

## 告 示

### 福島県告示第六百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和六年十一月二十九日から令和七年三月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十一月二十九日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ハシドラッグ伊達箱崎店 福島県伊達市箱崎字布川四十四番一ほか

福島県知事 内堀雅雄

二 変更しようとする事項

- 1 駐輪場の位置  
（変更前）別紙図面のとおり  
（変更後）別紙図面のとおり
- 2 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
（変更前）（一）数 四箇所  
（一）位置 別紙図面のとおり  
（変更後）（一）数 五箇所  
（二）位置 別紙図面のとおり
- 3 変更しようとする年月日  
令和六年十一月二十八日
- 4 届出年月日  
令和六年十一月二十日
- 5 届出をした者  
株式会社ハシドラッグ  
（別紙図面）は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
（商業まちづくり課）

### 福島県告示第六百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）以下「法」という。第八條第一項の規定により第六條第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年十一月二十九日から同年十二月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地  
仙台ターミナルビル郡山店 福島県郡山市燧田百九十五番地ほか
- 二 法第八條第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八條第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第六百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）以下「法」という。第八條第一項の規定により第六條第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年

十一月二十九日から同年十二月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツルハドラッグ白河白坂店 福島県白河市白坂字三輪台十六番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百三十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年十一月二十九日から同年十二月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
いわきニュータウンショッピングセンター 福島県いわき市中央台飯野四丁目一番地
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百三十五号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第一項の規定により、令和六年十一月十四日付けで公益財団法人福島県農業振興公社(福島県農地中間管理機構)から次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和六年十一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 当該申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在 二本松市原セ山口 地番 地目 面積(平方メートル)

二 当該申請に係る農地の利用の現況 二九六 田 二、〇四六

三 当該申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細  
水稲の栽培で利用

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額  
1 始期 令和七年四月一日

2 存続期間 十年

3 借賃に相当する補償金の額 七三、八四〇円

5 その他参考となるべき事項  
(記載なし)

(農村振興課)

福島県告示第六百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、飯崎地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。このために係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
令和六年十二月二日から  
同 月二十三日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所  
南相馬市役所

(農村基盤整備課)

福島県告示第六百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和六年十一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
郡山市熱海町中山字天狗相撲二の一(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市熱海町中山字天狗相撲一の一、三(次の図に示す部分に限る。)、字西ノ

森四

保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市逢瀬町多田野字片平萱一の一(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県南建設事務所で令和六年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和六年十一月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道石川 矢吹線	西白河郡矢吹町神田南 一三番七地先から 同 郡同 町神田南 一一〇番一地先まで	変更前	九・九〇	一三八・九
		変更後	九・九〇	一三八・九

(道路計画課)

福島県告示第六百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和六年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和六年十一月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道石川矢吹線	西白河郡矢吹町神田南一三番七地先から 同 郡同 町神田南一一〇番一 地先まで	令和六年十一月二十九日

(道路計画課)

公 告

公告第二百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
令和六年十一月二十九日

土地改良区の名称  
会津北部土地改良区  
退任した役員  
氏名  
岩崎 茂治  
住所  
喜多方市慶徳町豊岡字今町四五二番地

福島県知事 内堀 雅雄

福島県警察本部

(農村計画課)

福島県警察本部公告第99号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける個人番号カード免許 A P 連続搭載装置・特定免許情報記録装置の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年11月29日

福島県警察本部長 森 末 治

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
個人番号カード免許 A P 連続搭載装置・特定免許情報記録装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年10月22日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社ジー・アイ・システム 福井県坂井市坂井町宮領58字20-3
- 5 落札金額  
81,610,320円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和6年9月10日

(会 計 課)